

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第11号	
事故等名	漁船良太丸モーターボートせとうち丸衝突	
発生日月時刻	平成20年11月19日(水)18時30分ごろ	
発生場所	広島県因島土生港島前灯台から真方位155° 720m付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月26日 広島・地方事故調査官がA船長及びB船長から事故概要等に係る質問に対する回答書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 良太丸 4.8トン	
漁船登録番号	HS3-50589	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B モーターボート せとうち丸 2.9トン	
船舶番号	273-12385愛媛	
船舶所有者等	有限会社瀬戸内管工	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 二級小型船舶操縦士	
負傷者	A 1週間の打撲 B なし	
損傷	A 右舷船尾ブルワーク防舷材一部脱落 B 船首外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、広島県宇和部港を発し、当木方面に向け約6ノット(kn)で航行中、B船は、船長ほか3人が乗り組み、同乗者3人を乗せ、同県幸崎町のマリナーを発し、弓削佐島に向け約16kn で航行中、平成20年11月19日18時30分ごろ、因島と鶴島の水道において、A船の右舷船尾とB船の船首とが衝突し、A船長が打撲を負い、A船の右舷船尾ブルワーク防舷材の一部が脱落し、B船の船首外板に擦過傷を生じた。 当時の天候は晴れで、風力3の西風が吹き、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、後方1,000mにB船を認めた後、B船に対する適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、前方の適切な見張りを行わず、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が因島と鶴島の水道を航行中、A船が、B船に対する適切な見張りを行わず、また、B船が、A船に気付かないまま航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	